

【返戻金制度】

新規採用者が本人の責めに帰すべき事由（死亡や病気、自己都合を含む）により、入社後 3 ヶ月以内に退職（解雇された場合を含む）または業務委託契約後 3 ヶ月以内に契約の解除に至った場合、下記の基準により、報酬の一部を返還する。

(1) 1 か月未満：報酬の 80% (2) 1 か月以上 3 ヶ月以内：報酬の 50%